

産 第 号
企 第 号
平成 18 年 6 月 6 日

南関町長 上 田 数 吉 様

大牟田市長 古 賀 道 雄

大牟田市企業管理者職務代理者 局長 西 山 安 昭

大牟田市四箇地区簡易水道事業の大牟田市水道事業への統合について(通知)

初夏の候、貴町におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本市が産炭地域活性化策の一環として取り組んで参りました大型工業団地大牟田テクノパークは、水道事業の給水区域外にあり、当時、大牟田市水道事業での給水は困難であったため、平成8年6月に大牟田市四箇地区簡易水道事業として施設整備に着手し、平成9年6月より給水を開始致しました。

また、四箇地区簡易水道事業の区域拡張にあたり、平成 12 年には貴町と「配水管の布設に関する覚書」及び「南関町に設置する消火栓の使用に関する確認書」を締結し事業の推進を行って参りました。

これまで大牟田市長の事務部局で事業運営を行い市民や企業等へ給水してきましたが、大牟田市水道事業の第九次拡張事業において、事業運営の効率化の観点から、四箇地区簡易水道事業を廃止し、水道事業へ統合する認可を平成 18 年 6 月 1 日に厚生労働省より受けまして、同日付けで四箇地区簡易水道事業が廃止されましたことをご報告します。

なお、平成 12 年に貴町と締結しました「配水管の布設に関する覚書」及び「南関町に設置する消火栓の使用に関する確認書」は、引き続き有効な覚書及び確認書として事務処理等を行って参りたいと考えております。

南総第 320 号

平成12年3月21日

大牟田市長 栗原 孝 様

南関町長 大石 駿四郎



「配水管布設に関する覚書」及び「南関町に設置する消火栓の
使用に関する確認書」の送付について

平成12年3月1日付け、工第318号にかかるこのことについては異存ありませんので、別紙のとおり覚書及び確認書を送付します。



配水管の布設に関する覚書

大牟田市(以下「甲」という。)と南関町(以下「乙」という。)とは、甲の四箇地区簡易水道事業の整備に伴う配水管の布設について、次のとおり覚書を交換する。

(目的)

第1条 甲は、南関町道築井原・湯谷線を通過する配水管の布設工事(以下「工事」という。)を別図のとおり行う。

2 甲は、工事に当り配水管の維持管理のため、また、乙及び乙地内の消防団からの要望により、乙の地区内に消火栓を設置する。

(費用)

第2条 甲は、工事及び消火栓の設置に係る費用の全額を負担する。

(財産の帰属及び維持管理)

第3条 第1条の配水管及び消火栓は、甲の財産に帰属し、甲が維持管理を行うものとする。

(給水の制限)

第4条 甲は、大牟田市四箇地区簡易水道事業設置条例に基づき、給水を行うものとする。

(道路占有料)

第5条 乙は、第1条第1項の配水管に係る道路占有料を減免するものとする。

(消火栓の使用)

第6条 第1条第2項に定める消火栓の使用については、甲乙協議の上別に定める。

(配水管及び消火栓の移設)

第7条 町道築井原・湯谷線の道路改良工事等の事由により、配水管及び消火栓の移設が必要となった場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

(協議)

第8条 この覚書に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲乙協議の上定める。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成12年 3月21日

甲) 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市

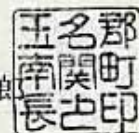
(代表者) 市長 栗原



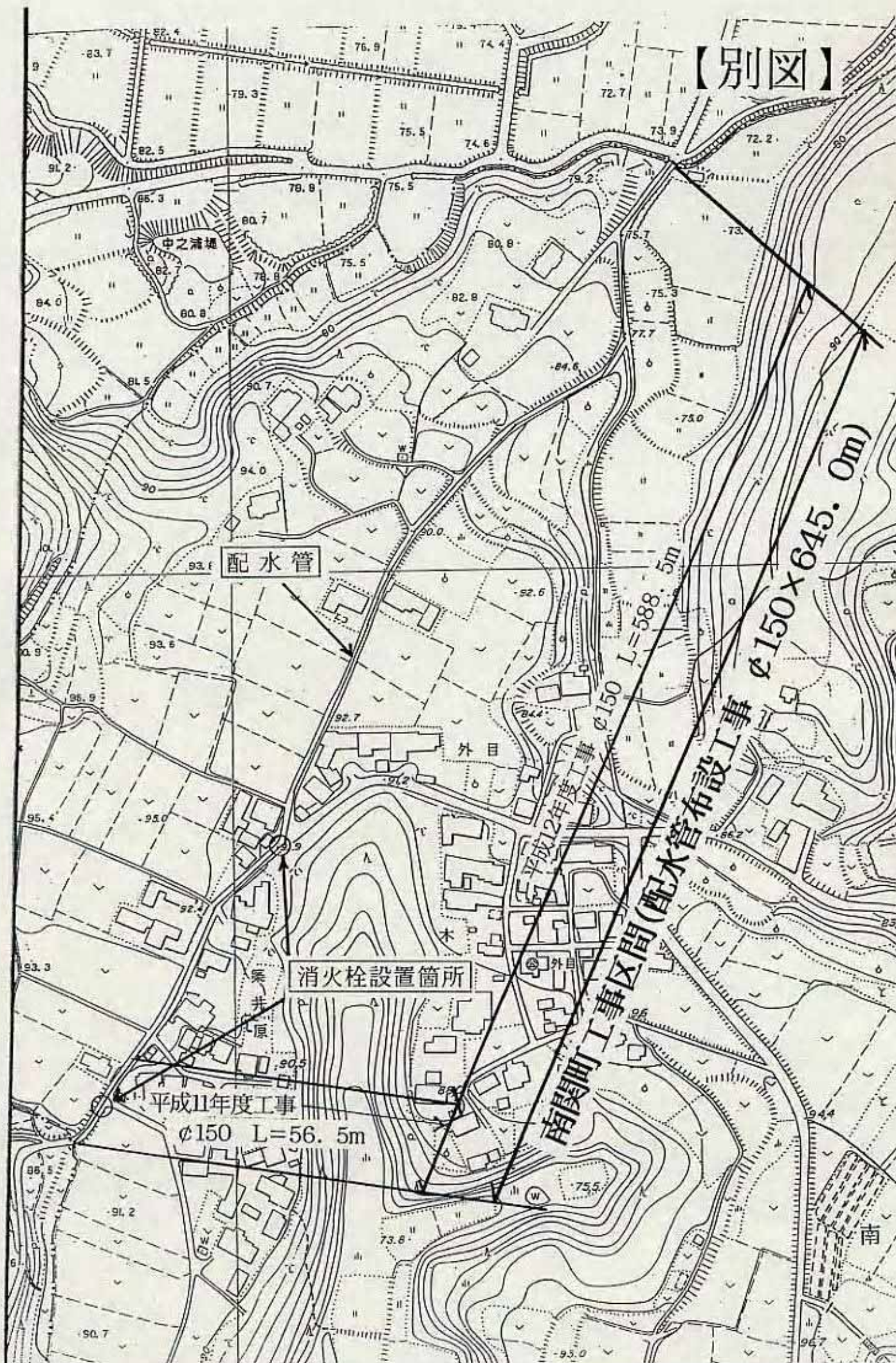
乙) 熊本県玉名郡南関町大字関町1316番地

南関町

(代表者) 町長 大石 駿四郎



【別図】



南関町に設置する消火栓の使用に関する確認書

大牟田市(以下「甲」という。)と南関町(以下「乙」という。)とは、配水管の布設に関する覚書(平成12年 3月21日交換)第6条の規定に基づき、乙の地区内に設置した消火栓の使用に関し次のとおり定める。

- 1 乙は、次の各号に掲げる場合に消火栓からの消防用水を使用する。
 - (1) 火災防ぎよを行う場合
 - (2) 消防演習及び放水試験を行う場合
 - (3) 防火水槽に補充する場合
- 2 乙は、1の(2)により消防用水を使用する場合は、あらかじめ甲に届け出なければならない。
- 3 乙は、消火栓の使用状況について、甲が別に定める使用状況報告書により、翌月の10日までに甲に報告する。
- 4 甲は、乙の消火栓の使用に係る費用は徴収しない。
- 5 この確認書に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの確認書に定めない事項について定める必要が生じたときは、甲乙協議の上定める。
この確認書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成12年 3月21日

甲) 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市

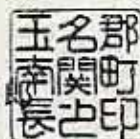
(代表者) 市長 栗原



乙) 熊本県玉名郡南関町大字関町1316番地

南関町

(代表者) 町長 大石 駿四郎



南関町関外目地区への消火栓設置に伴う経過

- 平成8年度** リブレスおおむたキャンプ場用地の地権者と市が協議を行い、南関町地権者から用地買収の条件として防火水槽への補給水の確保が求められた。
- 平成9年度**
- 9年7月16日 リブレスおおむた整備事業キャンプ場用地地権者説明会開催
会議の中で大牟田市は防火用水(防火水槽への補給水)については何とかすると回答。
- 平成10年度**
- 10年6月16日 南関町消防団団長名で大牟田市長へ消火栓設置の要望文書が提出される。
(受付番号 工 第 77号)
- 10年7月9日 福岡県水道整備室と協議 以下の回答を得る
- ・給水区域以外への配水管布設は可能。(給水は不可)
 - ・給水区域以外への消火栓の設置は可能。
- 10年8月10日 市と南関町の配水管布設に関する協議(第1回)
- ・湯谷地区への配水ルート見直しに伴い南関町の配水管布設に関する事務手続きについて協議
 - ・具体的な事項については今後協議
- 10年9月18日 四箇地区簡易水道事業に伴う布設ルートの見直しについて庁内整理を行う。
(決裁終了9月30日)
- 10年10月1日 大牟田市長から南関町町長へ配水管布設のお願い文書を提出。
(発信番号 工 第 143号)
- 10年10月14日 有明広域行政事務組合消防本部長名で大牟田市消防本部消防長へ配水管布設に伴う消火栓設置の依頼文書提出。
- 10年10月16日 大牟田消防本部消防長名で大牟田市長へ配水管布設に伴う消火栓設置についての副申提出
- 10年10月19日 南関町町長から市長へ配水管布設に伴う回答文書受理
(受付番号 工 第 163号)
同一文書にて大牟田市対して消火栓設置について依頼
- 10年11月19日 大牟田市長名で南関町町長に対して、消火栓を設置する方向で検討する旨の文書を回答 (発信番号 工 第 188号)
- 11年2月25日 南関町からテクノ推進室へ消火栓のとりつけ口の形について連絡を受ける。
(南関町 マチノ式) 市としては南関側の要望にそう方向で検討する。

平成11年度

- 11年 4月 11年度工事として南関町関外目地区の配水管布設工事を決定
- 11年 5月 24日 消火栓の維持管理及び消防用水の取扱いに関する水道局との協議
- ・四箇箇水の消火栓の維持管理(機能管理)については水道局で対応。
 - ・消防用水については消防協定上近隣市町とどのように整理なされているのか確認し、施工前に南関町と協議することとする。
- 11年 9月 6日 大牟田市と南関町の協議(第2回)
- ・南関町は次の点を検討することとする。
 - ①大牟田市に対する消防用水の支払いの可否について
 - ②消火栓の管理運営の方法について
 - ・大牟田市の内部検討事項
 - ①消火栓へのメーター設置の是非について
- 11年 9月 8日 南関町からの問い合わせ
- ・消防用水(水道料金等)全般について
- 11年 9月 17日 福岡県水道整備室との協議 以下の回答を得る。
- ・南関町に消防用水にかかる費用負担を求めることは水道法から逸脱してはいけません。地方公営企業法で判断することになる。
- 11年 10月 4日 大牟田市と南関町の協議(第3回)
- ・消火栓の設置位置、消火栓の管理運営について、南関町は地元と調整をとる。
 - ・消防用水にかかる費用負担について、南関町は難色を示す。双方持ち帰り再度内部協議とする。
 - ・消火栓の設置にかかる覚書の締結を提案。町も同意。
- 11年 11月 17日 四箇中原線道路改良工事の進捗に合わせて、南関町の一部に配水管及び消火栓を設置することを決定。
- 11年 11月 25日 消火栓メーター設置に係る工業振興課と水道局との協議
- ・消火栓にメーターは設置しない。
 - ・消火栓に使用を確認する封印を施すことについて検討要。
 - ・消防用水については徴収しない。
- 11年 11月 29日 大牟田市と南関町の協議(第4回)
- ・消防用水については費用負担を求めないことで市内部で協議中
 - ・市と町で消火栓の設置に関する覚書を締結する。
 - ・11年度工事分の占有許可を依頼。
 - ・消火栓へメーターを設置しないので使用水量の把握及び報告を南関町に依頼(具体的な方法については継続協議)
- 11年 12月 20日 大牟田市と南関町の協議(第5回)

- ・ 11年度工事(第19工区)配水管布設工事概要説明
- ・ 工事実施に伴う地元対策について協議
- 12年 1月 12日 大牟田市と南関町の協議(第6回)
 - ・ 19工区の工事に関する協議
 - ・ 覚書及び確認書に関する協議
 - ・ 地元住民への工事に関する説明について
- 12年 1月 14日 「湯谷地区への配水管布設に伴う課題整理について」庁内整理
(1月14日決裁終了)
南関町に消防用水の負担を求めない
- 12年 2月 22日 南関町地元区長(木屋塚、立山、築井原地区)に対する工事説明会
 - ・ 区長に対する説明の他、各戸配布及び回覧文書の配布依頼
- 12年 3月 1日 「配水管布設に関する覚書」及び「南関町に設置する消火栓の使用に関する確認書」の締結について南関町へ締結依頼送付
 - ・ 12年 3月 1日決裁終了 (発信番号 工 第 318号)
- 12年 3月 21日 「配水管布設に関する覚書」及び「南関町に設置する消火栓の使用に関する確認書」締結

平成12年度

- 12年 4月 30日 南関町設置の消火栓、使用可能となる。
- 12年 5月 2日 大牟田市と南関町の協議(第7回)
 - ・ 消火栓の使用に伴う報告方法に関する協議
 - ・ 地元消防署及び消防団への消火栓取扱いに関する説明会について
- 12年 5月 14日 南関分署(有明広域事務組合消防本部)及び南関町消防団に対する消火栓の取扱いに関する説明会



大谷

亀谷

福岡県

大牟田市

明行寺

北関

福岡県

山門郡

山川町

吉田製材所

熊本県

玉名郡

南関町

配水管

四箇新町3

築井原

中原

消火栓設置箇所 木屋塚

立山

満宮 JA

道の駅おおむた

四箇新町2

北関

関外目

八幡市

三光産業

D関所

川床

玉名郡

南関町

下原

300m

Copyright © 2004 ZENRIN CO., LTD.

四箇地区配管平面图, $S=1:10000$

